

環境通信

問い合わせ先

環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202



ごみ袋は3サイズ!

平成19年度からこれまでのごみ袋に加え、新たに極小サイズのゴミ袋を作成しました。これにより合志市のごみ袋のサイズは3種類になりました。

それぞれの大きさ、料金は次のとおりです。

袋のサイズ	料金(10枚入り)
大 (約60ℓ)	200円
小 (約40ℓ)	150円
極小(約30ℓ)	150円

ガス缶を出すときは注意を! ごみ収集車で火災

10月3日に、収集した埋め立てごみの中にガス缶が混入しており、ごみ収集車の中で火災が発生しました。幸いけが人などはいませんでした。が、大事故につながる恐れがあります。ガス缶、スプレー缶を出す際には十分注意しましょう!

スプレー缶を出す際の注意点

☆スプレー缶は資源物A(びん・缶)の日に出してください。

☆必ず中身を使い切って、2カ所以上穴を開けて出してください。(使い切らずに穴を開けると破裂する恐れがあります。)



原因となったと見られるガス缶

廃蛍光管拠点回収について

11月27日(火)は廃蛍光管の収集日です。

【分別の注意点】

○市の指定袋に入れなくて結構です。新聞紙などで包んで割れないよう工夫して出してください。

○拠点回収となっていますので、指定の場所に出してください。

○電球は埋め立てごみです。電球型の蛍光管もありますので購入の際にパッケージなどをご確認ください。

○回収日は基本的に5、8、11、2月の第4火曜日です。

○回収ボックスを設置している電器店などもありますので、買い替えの際にご利用ください。

○資源物I(発泡スチロール、白色トレイ)は別の日です。出し間違いにご注意ください。

食用廃油を回収しています

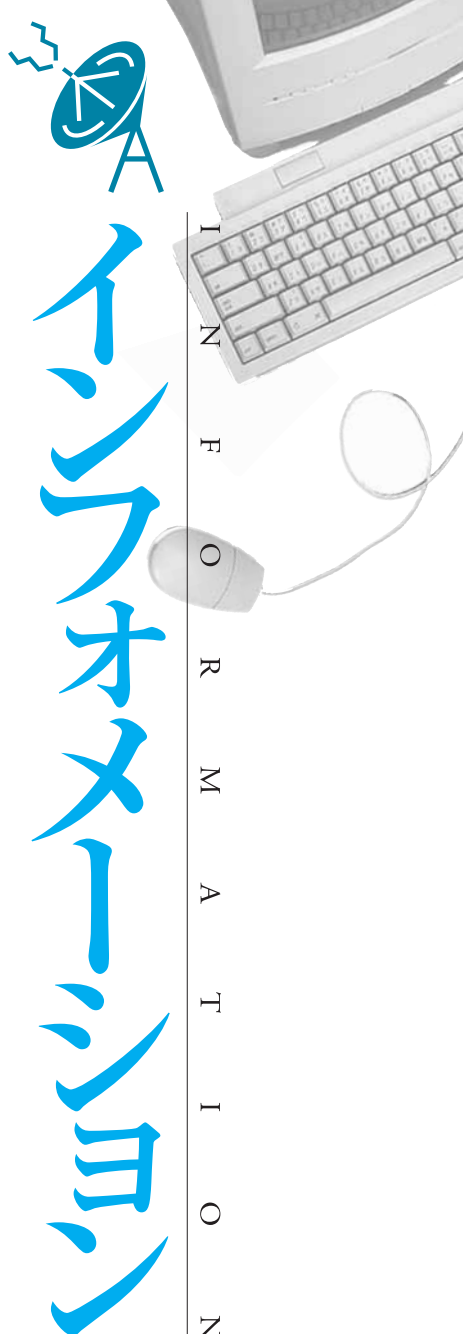
食用廃油(てんぷら油)の回収にご協力をお願いします。回収場所には回収用ポリタンクを設置していますので、そちらに投入してください。なお、天かすなどはできるだけ取り除いてください。

回収したてんぷら油は車の燃料などにリサイクルされます。



【回収場所】

市役所西合志庁舎	野々島公民館
須屋浄化センター	塩浸川浄化センター
ふれあい館	ヴィーブル
泉ヶ丘市民センター	みどり館西側駐車場



人の動き

出生	58
死亡	30
転入	101
転出	106
世帯	19,606
人口	53,867

(9月末現在)

問い合わせ先

合志市役所	
合志庁舎	☎248-1111(代)
西合志庁舎	☎242-1111(代)
須屋支所	☎345-4400
泉ヶ丘支所(市民センター)	☎248-3453
御代志市民センター	☎242-1190
ヴィーブル	☎248-5555
みどり館	☎248-0400
ふれあい館	☎242-7000
三つの木の家	☎248-6277

特別弔慰金の請求はお済みですか?

請求期限は、平成20年3月31日です。

この期限を過ぎると、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

●対象者

- 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に特別弔慰金が支給されます。
- 1 弔慰金の受給権者
 - 2 戦没者等の子
 - 3 ①父母②孫③祖父母④



兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していない人等を除きます)

前記3以外の①父母②孫

前記1から4以外の3

親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限ります)

●給付内容

額面40万円、10年償還の記名国債

●請求・問い合わせ先

福祉課 社会福祉班(西合志庁舎)
☎(242)1149

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆さんへ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後旧ソ連やモンゴルでの強制抑留者、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げてこられた「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた人、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求していない人も対象です。

請求書は、合志庁舎市民課窓口および西合志庁舎福祉課窓口にあります。

●請求期間

平成21年3月31日まで
※資格要件など詳しくはお

問い合わせください。
独立行政法人平和記念事業特別基金(無料電話)
☎0120(234)933

身体障害者等福祉年金を支給します

●受給対象者

平成19年11月1日現在本市の住民基本台帳に登録され、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで次の条件に該当する人

- ・公的障害年金を受けていない人
- ・本人または保護者(本人が20歳未満の場合)の収入が80万円未満の人

●支給申請

平成18年11月2日以降に

手帳を取得した人および転入した人には申請書を郵送します。11月30日(金)までに西合志庁舎福祉課・合志庁舎市民課・各支所へ提出してください。昨年度、支給決定された人は申請の必要はありません。

※申請書が郵送されていない人で、受給資格があると思われる人はお問い合わせください。

●申請期間

11月1日(木)～11月30日(金)

●年金の額

年額5千円を毎年12月に支給

●問い合わせ先

福祉課 障害福祉班(西合志庁舎)
☎(242)1149